

# 福岡県公報

平成21年1月16日  
第2919号

## 目次

### 告示(第84号-第98号)

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	1
市の字の区域の変更	(市町村支援課)	.....	1
平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算	(財政課)	.....	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	16
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	16
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	16
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	17
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	17
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	17
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	18
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	18
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	18
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	19
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	19
貸金業者の所在の不確知	(中小企業経営金融課)	.....	19
貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課)	.....	19
建築事務所の登録の取消し	(建築指導課)	.....	20
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	20
落札者等の公示	(警察本部会計課)	.....	22

落札者等の公示

(警察本部会計課) .....23

## 告示

福岡県告示第84号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成19年10月福岡県告示第1870号遠賀都市計画道路事業3・4・11号駅南線、3・4・11号駅南線(駅前広場)、8・7・1号遠賀川駅自由通路線及び遠賀都市計画駐車場事業2号遠賀川駅南口自転車駐車場[遠賀町施行]の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間  
平成19年10月10日から平成24年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成19年10月福岡県告示第1870号の事業地中遠賀町大字広渡字観ノ目地内において変更する
  - (2) 使用の部分  
平成19年10月福岡県告示第1870号の事業地に同じ

福岡県告示第85号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、飯塚市長から飯塚市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営鹿毛馬地区の土地改良(区画整理)事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 次の区域を鹿毛馬字平石に編入する。

	字	地番
鹿毛馬	ナキノ	164の1の一部
この区域に隣接する水路である公有地の全部		

## 2 次の区域を鹿毛馬字ナキノに編入する。

	字	地番
鹿毛馬	烏尾	39、40の1、40の2、42の1の一部、42の2の一部、43の2、51の1、51の2、69の2から69の5まで、69の7、70の1から70の6まで、71の3、71の4、77の2、77の3、79の4の一部、80の1、80の2の一部、81の1の一部、81の2の一部、81の4の一部、81の6、82の2、83の1、83の3、83の5、83の6、83の7の一部、83の8、84の2、85の4、86の1、86の2の一部、86の7、86の12、86の13、86の14の一部、95の16
	牟田田	176の1から176の4まで、177の1の一部、177の2の一部、177の3、178の一部、180の1の一部、182の1から182の3までの各一部、183の1の一部、183の3の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

## 3 次の区域を鹿毛馬字牟田田に編入する。

	字	地番
鹿毛馬	烏尾	26の3、31の2、32の2、32の3、42の1の一部、42の2の一部
	堀	220の1の一部、221の2の一部
	牧龍	222の1、222の2、223の1の一部、223の2から223の5まで、224の1、224の2、224の3から224の6までの各一部、225の1、225の2、225の4、225の5、226の11の一部、226の13、226の15、226の28から226の30まで、226の34、226の35、227の3、234の3の一部、235の10の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

## 4 次の区域を鹿毛馬字堀に編入する。

	字	地番
鹿毛馬	山下	201の1、203の1

	牧龍	地番
		223の1の一部、235の1、235の10の一部、235の11、236の8、236の9、236の17
これらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部		

## 5 次の区域を鹿毛馬字山下に編入する。

	字	地番
鹿毛馬	堀	208の1、208の4、208の5の一部、212の4、212の5、213の1の一部、213の2

## 6 次の区域を鹿毛馬字牧龍に編入する。

	字	地番
鹿毛馬	堀	209の1、209の5、210の1、210の2、211の1、212の1、212の6、213の5、213の6、215の3、215の4、216の3、216の4
	古谷	298の1から298の3まで、299の1、299の2、299の5、299の6、300の1から300の6まで、301の1から301の3まで
	八龍	330の1、332の一部、333の1、333の2、334の1の一部、334の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

## 7 次の区域を鹿毛馬字高木に編入する。

	字	地番
鹿毛馬	九反坪	1903の1、1903の2、1904の1、1904の4、1904の5、1905の1、1905の6、1906の1、1906の4、1906の7、1907の1、1908の1
	椿山	1964の1、1965、1966の1、2041
	亀甲	2043、2047の2、2048、2051の2、2062
	円内	2087の1、2087の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字亀甲2068の8に隣接する道路である公有地の全部		

## 8 次の区域を鹿毛馬字猪ノ尻に編入する。

	字	地番
鹿毛馬	五郎丸	1828の1、1828の2、1830の2、1831の2
	神崎浦	2167の1の一部、2167の2の一部
佐与	北牟田	522の1

これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに字九反坪1887の2、1887の3、1887の5に隣接する道路である公有地の全部、字神崎浦2158、2159に隣接する道路である公有地の全部

福岡県告示第86号

平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成20年12月第8回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 第137号議案

## 平成20年度福岡県一般会計補正予算（第3号）

平成20年度福岡県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,536,443,738千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

## （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

## （繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

平成20年12月18日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		630,862,717	△ 2,364,238	628,498,479
	9 自動車取得税	14,500,032	△ 418,436	14,081,596
	10 軽油引取税	40,789,237	△ 1,945,802	38,843,435
3 地方譲与税		4,737,008	△ 58,075	4,678,933
	1 地方道路譲与税	3,776,943	△ 58,075	3,718,868
4 地方特例交付金		6,768,108	1,519,845	8,287,953
	3 地方税等減収補てん金 臨時交付金		1,519,845	1,519,845
7 分担金及び負担金		10,542,889	8,334	10,551,223
	2 負担金	9,560,904	8,334	9,569,238
9 国庫支出金		176,025,992	952,479	176,978,471
	2 国庫補助金	78,296,190	952,479	79,248,669
13 繰越金		282,497	94,883	377,380

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	282,497	94,883	377,380
14 諸収入		99,731,139	169,537	99,900,676
	5 受託事業収入	6,276,087	75,441	6,351,528
	8 雑収入	7,033,388	94,096	7,127,484
15 県債		195,145,400	504,100	195,649,500
	1 県債	195,145,400	504,100	195,649,500
歳入合計		<b>1,535,616,873</b>	<b>826,865</b>	<b>1,536,443,738</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		59,992,984	56,458	60,049,442
	1 総務管理費	28,598,576	56,458	28,655,034
3 保健費		163,309,848	54,358	163,364,206
	3 生活衛生費	1,397,578	54,358	1,451,936

4 環 境 費		4,013,556	66,360	4,079,916
	1 環 境 費	4,013,556	66,360	4,079,916
6 農 林 水 産 業 費		69,903,569	295,680	70,199,249
	2 農 業 費	9,146,878	225,000	9,371,878
	5 林 業 費	13,603,256	70,680	13,673,936
8 県 土 整 備 費		177,779,516	1,233,441	179,012,957
	2 道 路 橋 り よ う 費	71,649,096	460,000	72,109,096
	3 河 川 海 岸 費	37,214,782	397,441	37,612,223
	5 都 市 計 画 費	23,091,023	376,000	23,467,023
11 災 害 復 旧 費		2,651,254	23,036	2,674,290
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,499,238	4,111	1,503,349
	3 庁 舎 等 災 害 復 旧 費		18,925	18,925
13 諸 支 出 金		169,779,051	△ 902,468	168,876,583
	1 利 子 割 交 付 金 等	167,379,051	△ 902,468	166,476,583
歳 出 合 計		<b>1,535,616,873</b>	<b>826,865</b>	<b>1,536,443,738</b>



## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
道 路 特 別 補 修 費	平成21年度	896,000千円
交 通 安 全 施 設 維 持 費	平成21年度	245,000千円
交 通 安 全 対 策 費	平成21年度	461,000千円
道 路 改 築 費	平成21年度	1,832,000千円
河 川 改 修 費	平成21年度	817,000千円
砂 防 事 業 費	平成21年度	134,000千円
海 岸 災 害 防 除 対 策 事 業 費	平成21年度	23,000千円
海 岸 整 備 事 業 費	平成21年度	30,000千円
街 路 関 連 道 路 整 備 事 業 費	平成21年度	20,200千円

## 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
橋 り よ う 架 換 費	平成21年度	175,000千円	平成21年度	744,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業費	11,587,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成20年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	11,762,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成20年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
砂防事業費	3,331,900				3,341,900			
都市計画事業費	1,810,400				1,904,500			
道路事業費	36,273,300				36,475,300			
災害復旧事業費	545,400				568,400			
計	195,145,400			195,649,500				

第4表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	4 農地費	県営ため池等整備事業費	119,180
		5 林業費	215,684
	5 林業費	県営林道開設費	62,890
		治山事業費	56,000
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	道路交通安全施設整備費	37,000
		道路改良費	504,000
		第一種改良費	100,000
		緊急地方道路整備事業費	699,000
	3 河川海岸費	広域河川改修費	422,000
		都市河川改修費	195,000
		有明高潮対策事業費	69,000
		床上浸水対策特別緊急事業費	61,000
		通常砂防事業費	52,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		地すべり対策事業費	94,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	16,000
		砂防総合流域防災事業費	68,000
		海岸高潮対策事業費	77,000
	4 港湾費	港湾改修事業費	64,000
		港湾局部改良事業費	60,000
	5 都市計画費	街路緊急地方道路整備事業費	482,900
		都市公園施設費	189,473
	6 住宅費	公営住宅建設費	55,980
	8 水資源対策費	北部福岡緊急連絡管事業費	202,000

## 第 138 号議案

## 平成20年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成20年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

平成20年12月18日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 宝満川流域 下水道事業費	1 宝満川流域 下水道事業費	宝満川流域下水道建設費	65,200
5 筑後川中流右岸流域 下水道事業費	1 筑後川中流右岸流域 下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費	22,470
7 矢部川流域 下水道事業費	1 矢部川流域 下水道事業費	矢部川流域下水道建設費	37,880
8 遠賀川中流流域 下水道事業費	1 遠賀川中流流域 下水道事業費	遠賀川中流流域下水道建設費	58,700

## 福岡県告示第87号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ルミエール水巻店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目453番地1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

## (4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

## (5) 廃棄物に係る事項等

ア ごみ収集については、事業所系となりますので、収集業者（町内）との契約をお願いします。

イ 廃棄物処理計画等を具体的にお知らせください。

## (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

## (7) その他

ア 青少年の非行防止については、防犯対策に計画されている対策を十分に行って

ください。また、補導員の立入り等について、ご配慮をお願いします。

イ 現在、町内にある民間事業者と災害時における協定を調整しています。貴店の開店後、災害時における協定のお願いに伺いたいと思いますので、是非ご協力をお願いします。

## 福岡県告示第88号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字大門字松戸394 - 1 から394 - 4 まで、395 - 3、395 - 4、396 - 1、396 - 5、399 - 2、400 - 2、401 - 1 及び402 - 4

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市西区今宿二丁目11番16 - 1号

株式会社 キョーワ

代表取締役 陽田 義雄

## 福岡県告示第89号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年12月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人北九州交流分析協会



(2) 代表者の氏名  
稲垣 行一郎

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市八幡西区穴生4丁目16番2 - 703号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、通常の社会生活の中での円滑な人間関係を築くための方法論として、交流分析の理論をさらに深めることにより、好ましい家族関係の確立、組織内チームワークの確立、顧客満足を実現するコミュニケーションサービスの徹底、人間尊重の理念に基づいての経営管理者、自治体役職員、学校教職員などのリーダーシップ向上、青少年の健康育成など、人間関係円滑化の問題解決に貢献することを目的とする。

福岡県告示第90号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年12月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人 なおみの会

(2) 代表者の氏名  
立山 利博

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県直方市大字感田2111番地1

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に

関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第91号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人ホスピ福岡NPO

(2) 代表者の氏名  
中村 定敏

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉北区真鶴2丁目5番12号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、福岡県下及びその一円の医療機関に対して、「医療の質の向上」、「患者安全対策推進」等に関する事業を行い、国民が安心して医療を受けることができる体制づくりを支援することを目的とする。

福岡県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月16日

## 福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊 前	県 道	新 吉 富 豊 前 線	前	豊前市大字市丸149番先から 豊前市大字市丸210番先まで	4.6 ～ 5.3	61.5
			後	同上	5.8 ～ 7.0	

福岡県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	中 間 宮 田 線	宮若市龍徳1885番2先から 宮若市龍徳1910番1先まで

福岡県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	県 道	久 留 米 柳 川 線	前	三潁郡大木町大字八町牟田 686番2先から 三潁郡大木町大字八町牟田 184番2先まで	6.8 ～ 8.3	160.0
			後	同上	9.5 ～ 11.0	
直 方	県 道	直 行 方 橋 線	前	直方市大字頓野1542番先から 直方市大字頓野1215番2先 まで	16.0 ～ 42.0	940.0
			後	同上	16.0 ～ 42.0	
直 方	県 道	飯 塚 間 線	前	宮若市宮田1496番10先から 宮若市宮田1509番1先まで	6.4 ～ 8.0	131.5
			後	同上	9.6 ～ 14.1	

福岡県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

直方 行橋線	直方市大字頓野1406番1先から 直方市大字頓野1223番1先まで
-----------	--------------------------------------

福岡県告示第96号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市旭ヶ丘一丁目681 - 1 及び681 - 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市下大利五丁目8番8号  
平嶋 剛

福岡県告示第97号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字吉木2278 - 1、2280 - 5、2280 - 6、2281 - 1、2281 - 5、2284 - 2、2284 - 3、2284 - 5、2285 - 1、2285 - 2、2286 - 1、2286 - 3 及び2286 - 4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区上呉服町1番10号  
株式会社 新出光  
代表取締役 出光 芳秀

福岡県告示第98号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第24条の6の6第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
Fコーポレーション 三戸 一成	福岡市中央区平尾5丁目 19番8号 レフィナード南山荘605 号	福岡県知事 (2)第08049号	平成18年8月15日
キャッシングのサンマル 赤松 謙一	福岡市博多区豊1丁目9 番27号 レジデンス18 - 311号	福岡県知事 (1)第08371号	平成18年2月15日
CLB福岡 花房 壮文	糟屋郡志免町南里6丁目 7番1号	福岡県知事 (1)第08382号	平成18年3月15日
株式会社エンパワーメント 足立 貴文	福岡市中央区警固2丁目 14番1号 セントロード警固	福岡県知事 (1)第08402号	平成18年5月15日
ナチュラル 井上 和樹	久留米市天神町37 シティーコーポラス林2 階	福岡県知事 (1)第08458号	平成18年12月15日
アースファイナンス 森 大輔	糟屋郡宇美町原田2丁目 519番1	福岡県知事 (1)第08469号	平成19年1月15日
サンアイクレジット 角谷 優	福岡市博多区博多駅前1 丁目2番2号 博多西ビル201号	福岡県知事 (1)第08527号	平成19年8月15日

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の規定に基づき、次の貸金業者の業

務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
スムーズ
- 2 氏名  
佐藤 崇洋
- 3 主たる営業所の所在地  
福岡市早良区百道1丁目4番5号シティライフ藤崎202
- 4 登録番号  
福岡県知事(1)第08510号
- 5 登録年月日  
平成19年6月15日
- 6 行政処分の年月日  
平成20年12月24日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止60日間（平成20年12月25日から平成21年2月22日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業法第24条の6の4

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消したので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日  
平成20年12月26日

2 処分を受けた者の商号等

名 称	所 在 地	開設者の氏名	登 録 番 号 等
F U J I 建築設計室二級建築士事務所	飯塚市南尾1-50	宇藤 德行	二級建築士事務所 福岡県知事登録 第2-30009号

3 処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

4 処分の原因となった事実

F U J I 建築設計室二級建築士事務所の開設者である宇藤德行は、平成20年11月26日に東京都知事から建築士法第10条第1項の規定により二級建築士免許取消しの懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
被疑者取調べ状況管理システム用サーバーコンピュータ賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
平成21年2月1日から平成26年1月31日までの間
- (4) 納入場所  
福岡県警察本部総務部総務課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告

示第711号)」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年1月26日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成21年1月16日（金）から平成21年1月26日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成21年1月26日（月） 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成21年1月27日（火） 午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る物品の名称

ICカード化免許証作成システム消耗品単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年11月18日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
株式会社DNPアイディーシステム
- (2) 住所

東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1枚当たり 693円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告

平成20年10月8日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

男性警察官用夏服上衣（長袖） 3,400着程度

男性警察官用夏服上衣（半袖） 2,700着程度

女性警察官用夏服上衣（長袖） 160着程度

女性警察官用夏服上衣（半袖） 100着程度

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成20年12月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社博多大丸

(2) 住所

福岡市中央区天神1丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

男性警察官用夏服上衣（長袖） 1着につき 6,835.50円

男性警察官用夏服上衣（半袖） 1着につき 6,373.50円

女性警察官用夏服上衣（長袖） 1着につき 6,835.50円

女性警察官用夏服上衣（半袖） 1着につき 6,373.50円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成20年11月10日

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています